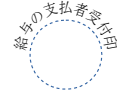


平成26年分 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書

保・配特



所轄税務署長	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名	印
税務署長	給与の支払者の所在地(住所)	あなたの住所又は居所	

◆給与所得者の保険料控除申告書◆

◆給与所得者の配偶者特別控除申告書◆

生命保険料控除	保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間又は年金支払期間	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人		新・旧の区分	あなたが本年中に支払った保険料等の金額(分配を受けた剰余金等の控除後の金額) (a)	給与の支払者の確認印			
					氏名	あなたとの続柄						
一般の生命保険料							旧					
							新					
							新					
							新					
	(a)のうち新保険料等の金額の合計額	A	0	Aの金額を下の計算式I(新保険料等)に当てはめて計算した金額		①	(最高40,000円)	0	計(①+②)	③	(最高40,000円)	0
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額	B	0	Bの金額を下の計算式II(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		②	(最高50,000円)	0	②と③のいずれか大きい金額	④		0	
(a)の金額の合計額	C	0	Cの金額を下の計算式I(新保険料等)に当てはめて計算した金額		③	(最高40,000円)			⑤		0	
介護医療保険料							新					
							新					
							新					
	(a)のうち新保険料等の金額の合計額	D	0	Dの金額を下の計算式I(新保険料等)に当てはめて計算した金額		④	(最高40,000円)	0	計(④+⑤)	⑥	(最高40,000円)	0
	(a)のうち旧保険料等の金額の合計額	E	0	Eの金額を下の計算式II(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		⑤	(最高50,000円)	0	⑤と⑥のいずれか大きい金額	⑦		0
個人年金保険料					支払開始日		新					
					支払開始日		新					
					支払開始日		新					
	(a)のうち新保険料等の金額の合計額	D	0	Dの金額を下の計算式I(新保険料等)に当てはめて計算した金額		④	(最高40,000円)	0	計(④+⑤)	⑥	(最高40,000円)	0
	(a)のうち旧保険料等の金額の合計額	E	0	Eの金額を下の計算式II(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		⑤	(最高50,000円)	0	⑤と⑥のいずれか大きい金額	⑦		0
計算式I(新保険料等)				計算式II(旧保険料等)				生命保険料控除額計(①+③+⑤)				
A、C又はDの金額		控除額の計算式		B又はEの金額		控除額の計算式		生命保険料控除額計(①+③+⑤)				
20,000円以下		A、C又はDの全額		25,000円以下		B又はEの全額		0				
20,001円から40,000円まで		A、C又はD×1/2+10,000円		25,001円から50,000円まで		B又はE×1/2+12,500円		0				
40,001円から80,000円まで		A、C又はD×1/4+20,000円		50,001円から100,000円まで		B又はE×1/4+25,000円		0				
80,001円以上		一律に40,000円		100,001円以上		一律に50,000円		0				
地震保険料控除	保険会社等の名称	保険等の種類(目的)	保険期間	保険等の契約者の氏名	保険等の対象となった家屋等に居住又は家財を利用している者等の氏名		あなたとの続柄	地震保険料又は旧長期損害保険料の区分	あなたが本年中に支払った保険料等のうち、左欄の区分に係る金額(分配を受けた剰余金等の控除後の金額) ⑧	給与の支払者の確認印		
								地震				
								地震				
	⑧のうち地震保険料の金額の合計額		⑨		⑩のうち旧長期損害保険料の金額の合計額		⑪		0			
	地震保険料控除額	⑨の金額		0		⑩の金額が10,000円を超える場合は、⑩×1/2+5,000円		⑪の金額		0		

あなたの本年中の合計所得金額の見積額		(1,000万円を超える場合は申告できません。)		
(フリガナ) 配偶者の氏名				
あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所				
○ 次の場合には、配偶者特別控除を受けることができません。 あなたの配偶者が、配偶者控除の対象となる場合、他の人の扶養親族とされる場合、青色事業専従者として給与の支払を受ける場合又は白色事業専従者に該当する場合には、申告できません。また、夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除を受けることはできません。				
○ 配偶者の合計所得金額(見積額)を次の表により計算してください。				
所得の種類	収入金額等a	必要経費等b	所得金額(a-b) (マイナスの場合は0)	
給与所得 ①		650,000	0	
事業所得 ②			0	
雑所得 ③			0	
配当所得 ④			0	
不動産所得 ⑤			0	
退職所得 ⑥		(退職所得控除額)	(a-b)×1/2	
①～⑥以外の所得 ⑦		(うち特別控除額 円)	(一時所得又は長期譲渡所得は1/2)	
配偶者の合計所得金額(①～⑦の合計額)		A	0	
○ 配偶者特別控除額の早見表				
A欄の金額		控除額 B		
0円から 380,000円まで		0円		
380,001円から 399,999円まで		380,000円		
400,000円から 449,999円まで		360,000円		
450,000円から 499,999円まで		310,000円		
500,000円から 549,999円まで		260,000円		
550,000円から 599,999円まで		210,000円		
600,000円から 649,999円まで		160,000円		
650,000円から 699,999円まで		110,000円		
700,000円から 749,999円まで		60,000円		
750,000円から 759,999円まで		30,000円		
760,000円から		0円		
配偶者特別控除額	早見表B欄の金額		0	
社会保険料控除	社会保険の種類	保険料支払先の名称	あなたが本年中に支払った保険料の金額	
		氏名	あなたとの続柄	
	合計(控除額)		0	
	小規模企業共済等掛金控除	種類	あなたが本年中に支払った掛金の金額	
		独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金		
個人型又は企業型年金加入者掛金				
心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金				
合計(控除額)		0		

◎ この申告書は、平成26年9月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成してあります。
◎ この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。